



県章

# 滋賀県公報

令和4年(2022年)  
11月21日  
号外(1)  
月曜 日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次

### ○ 告 示

家畜伝染病予防法第9条に基づく消毒の命令(畜産課) ..... 1

## 告 示

### 滋賀県告示第456号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第9条の規定に基づき、次のとおり消毒を命ずる。

令和4年11月21日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 実施の目的 県内における高病原性鳥インフルエンザの発生の予防
- 2 実施する区域 県内全域(100羽以上の鶏飼養農場およびその他家畜保健衛生所長が必要と認める家きん等飼養施設に限る。ただし、消石灰による消毒またはこれと同等と認められる方法による消毒を自ら行う農場を除く。)
- 3 実施の期日 令和4年12月1日(木)から令和4年12月14日(水)まで
- 4 消毒方法 消石灰等の消毒薬の飼養施設内(家きん舎周囲および施設外縁部)散布

